

第13期第1回根室地区海面利用協議会の開催結果

1 開催日時

令和7年3月25日（火）14:30～

2 開催場所

野付漁業協同組合3階役員会議室

3 出席委員氏名

楠 浩、千綾 和喜、鈴木 敏一、今 源浩

4 事務局氏名

根室振興局産業振興部水産課 菅原水産課長、寺谷漁業管理係長、重永技師

5 議題

- (1) クロマグロ遊漁について
- (2) 秋さけふ化放流用親魚の確保について
- (3) 根室海区漁業調整委員会指示について

6 議事の顛末

寺谷係長 只今より、第13期第1回根室地区海面利用協議会を開催いたします。開催に当たりまして、菅原水産課長よりご挨拶申し上げます。

菅原課長 根室振興局水産課の菅原です。本日の根室地区海面利用協議会の開催に先立ちまして、一言ご挨拶申し上げます。協議会委員の皆様におかれましては、時節柄何かとお忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

また、日頃より、道の水産行政の推進にご理解とご協力をいただいております。この場をお借りして、厚くお礼申し上げます。

本議会は、漁業と海洋性レクリエーションの海面利用に関し、関係者から意見をいただく場としての役割を担っております。今回、第13期の第1回目ということで、委員の皆様には、ご多用の中、委員就任について、ご快諾いただきまして、重ねて感謝申し上げます。

当管内につきましては、漁業と遊漁との間で大きなトラブルがあったという話はございませんが、最近、河口付近の秋さけ釣りが増加しているような状況であります。一方、近年、国ではクロマグロの資源回復のため、遊漁についても規制が強化されており、先般開催された太平洋広域漁業調整委員会では、更なる規制の強化について話し合われているところです。

本日は、クロマグロの遊漁や秋さけ親魚の確保などについて情報提供を中心とした議題となっておりますので、よろしくお願いいたします。

寺谷係長 それでは、まず、第13期の委員の皆様と本日出席の委員の皆様をご紹介いたします。会議次第の次に名簿がありますのでこちらをご覧ください。漁業関係者代表の楠 委員でございます。

楠委員 楠です。よろしくお願いいたします。

寺谷係長 遊漁関係者代表の千綾 委員でございます。

千綾委員 千綾です。よろしくお願いします。

寺谷係長 海洋レクリエーション代表の 鈴木 委員でございます。

鈴木委員 鈴木です。よろしくお願いします。

寺谷係長 あと、今 委員は出席ということで連絡いただいたのですが、まだ連絡がとれないということでございます。なお、漁業関係者代表の 中村 委員、遊漁関係者代表の 久保田 委員、学識経験及び公益代表の 湊 委員につきましては、所用により欠席となっておりますので、ご報告申し上げます。

次に、会議の進行に関しまして、根室地区海面利用協議会規約第4の(2)において、「協議会に座長をおき、根室振興局長が座長を指名する。」と規定されております。事務局としては、漁業関係代表委員の楠委員に座長をお願いしたいと思いますが、皆様いかがでしょうか。

委員 (同意の声あり)

寺谷係長 それでは、これ以降の議事進行を楠座長にお願いします。楠委員様、座長席の方へお願いします。

座長 それでは、早速議事に入りたいと思います。議題(1)「クロマグロ遊漁について」事務局から説明願います。

寺谷係長 それでは、議題(1)のクロマグロ遊漁についてご説明します。資料1-1、1-2と右上に書いております横書きの資料でございます。まず、資料1-1のほうをご覧ください。太平洋クロマグロについては、資源が激減したことから、中部太平洋マグロ委員会、国際的な委員会でございますけれども、WCPFCと称しております、これの国際合意に基づきまして、資源を回復させるために、厳しい資源管理措置に取り組むこととなりました。日本では、クロマグロについて、この国際合意に基づきまして、漁獲量の上限を設定し、漁業者に対し厳格な数量管理を実施してございまして、遊漁についても一定の管理を行うこととし、令和3年6月から広域漁業調整委員会で委員会指示による規制を導入いたしました。広域漁業調整委員会と言いますのは、都道府県の区域を越えて広域に分布・回遊する水産資源の管理をするために、漁業法に基づきまして、水産庁に設置されている特別の機関で、太平洋、日本海・九州西、瀬戸内海の3委員会が設置されておりますが、いずれの委員会でも同様の委員会指示を発動してございます。令和6年度の広域漁業調整委員会指示の内容でございますけれども、まずは、①30kg未満の小型魚の採捕禁止、それから、②30kg以上の大型魚については、キープは1人1日当たり1尾まで、それから、③大型魚は陸揚日から3日以内に水産庁へ報告、また、④採捕数量により、上限に達した場合に大型魚の採捕禁止を公示するというものとなっております。

④の採捕数量については、次のページをご覧ください。右上の表でございますけれども、こちらが令和6年度の採捕数量の月ごとの割当でございます。国では、遊漁の採捕機会が偏らないように時期を分けて遊漁で採捕できる数量を割り振っており、その時期に定められた数量を超えそうになった場合に、採捕禁止となります。表の禁止期間を見てわかるように、各時期大体1週間程度で採捕禁止になっており、遊漁関係者からはマグロが来遊する前に他の海域で採捕されるため、採捕機会がない、採捕禁止が早すぎるなどの意見が国に寄せられております。また、一部に規制を守らない遊漁者がおりまして、国と道が連携して調査・指導を行っているところでございます。

次のページ、3ページ目をご覧ください。水産庁の委員会指示違反に対する指導状況でございます。右上の表が委員会指示違反に対する指導事例ですが、採捕禁止期間中に大型魚を採捕したり、小型魚を採捕した事例や釣ったマグロ

寺谷係長

を営利目的で販売した場合にも、この行為は遊漁ではなく漁業と見なされるため、広域漁業調整委員会の承認を受けていない場合は違反となります。委員会指示違反に対する直接の罰則規定はないのですが、違反者に対して、農林水産大臣が委員会指示に従うべき旨の命令、通称裏付け命令と言っておりますけれども、この大臣の命令に従わなかった場合に漁業法に基づき、1年以下の懲役若しくは50万円以下の罰金等の罰則が適用されております。こちらは、これまで違反を2回確認されたときに裏付け命令というものをを出していたのですが、令和6年度からは1回の違反で直ちに裏付け命令が発出されることとなっております。右下の表はこれまでに大臣の裏付け命令が発出された事例でございます。

次に、資料1-2をご覧ください。こちらは、クロマグロ遊漁の課題への対応と書かれておりますが、こちらは、3月4日に開催されました、太平洋広域漁業調整委員会で水産庁から説明のあった資料でございます。表紙をめくって1ページ目でございますけれども、クロマグロの資源管理に係る遊漁の課題に対しまして、広域漁業調整委員会では各委員会の代表者と遊漁関係団体の代表者を構成員とする「くろまぐろ遊漁専門部会」というものを設置しまして、これまで3回の会議を開催し、委員会指示に基づく規制の見直しのほか、クロマグロ遊漁の届け出制の導入やキャッチアンドリリースなど幅広い事項について議論してきました。

次のページをご覧ください。こちらはこれまでの専門部会の議論で意見が一致した内容でございます。採捕上限については、これまで複数月の設定であったものが、毎月均等に設定を見直しております。大型魚の保有制限については、1人1日1尾が1人毎月1尾に、報告期限が3日以内から翌日までに、報告内容では新たに尾叉長などの項目が追加され、船舶情報については、遊漁船を利用した場合は遊漁船の登録番号を、プレジャーボートなど遊漁船以外の船を利用した場合は、船舶番号または船舶検査済票の番号を報告、虚偽報告の抑止策として、これまでスマホから手軽に報告を水産庁にできたのですが、これから、二重認証システムの導入や本人確認書類の提出を求めるなど、これまで以上に厳格な内容となっております。

3ページ目をご覧ください。現状では、クロマグロ遊漁の全体像が不明であることを踏まえまして、全体像を把握することを目的に委員会指示による届出制を令和8年4月から新たに導入するというものでございます。届出制の内容としましては、一つは表の左側、クロマグロを採捕しようとする遊漁者が届け出るもので、もう一つは、表の右側のクロマグロを採捕しようとする遊漁者を漁場に案内しようとする遊漁船業者及び遊漁船以外の船舶を運航する者が届け出るものです。なお、この届出制の内容については、今後の議論で変更する可能性がございます。

次に4ページ目をご覧ください。こちらは、専門部会の中で採捕禁止となった後のマグロのキャッチアンドリリースについて、主な意見をまとめたものでございます。キャッチアンドリリースにつきましても、遊漁関係の代表からは、採捕禁止になってもキャッチアンドリリースを認めてくれれば遊漁船の営業がストップすることないので、認めてほしいという意見が多かったのですけれども、結局、委員の間で意見が分かれました、こちらについては結論には至っておりません。

最後のページですけれども、ただいまご説明した今年4月以降のクロマグロ遊漁に関するルールについて水産庁が作成したパンフレットですので、参考にしてください。私からの説明は以上となります。

座長

議題（1）について、説明が終了しましたが、ご質問・ご意見等があればお願いいたします。

千綾委員

キャッチアンドリリースのほうは、まだ確定していないのですか？

寺谷係長

はい、議論がまとまらなかったもので、引き続き検討となっております。

座長 きなくなつたのですか？

千綾委員 詳しい話はわからないが、1ヶ月前からテントを張って、3組くらいが交代で場所取りをしていた。それも自分たちが食べるだけ釣っているのか、それとも売っているのかというのが分からないから、自分たちもライセンスを取って、(網走側で)遊漁船でアキアジ釣りをやっているけど、陸投げ(釣り)の方が釣れるとって、お客さんが減っている。今は、(秋サケが)本当に陸側を走っている。

座長 定置も陸網には魚が乗らない。

千綾委員 本当に、定置の陸側を(サケが)走るようになっていて。自分たちも陸へ陸へと攻めないとならないけど、網走のライセンスでも定置より陸に入ってはだめという規制があるので、あんまり釣れない。そしたら、陸投げ釣りの方がいいとなるが、今度は陸釣りも規制されて人があふれてしまったら、標津や太平洋側に流れてくるといった感じになっている。自分の見た限りでは、止別でも閉め出されたといっているところを見れば、何らかの規制をしているはずだと思う。だけど、その規制がどのくらい効くのか。

座長 漁業者の心情としては増殖負担金が、(水揚げの)6.8%から8%に上がって、しかも、親魚すら確保できないのに遊漁に規制がなにもないし、ましては、自分が食べる分以上に釣って売るとなると次元が違ってくる。

(今委員到着)

菅原課長 議事進めてしまっているのですが、議題(2)秋さけふ化放流用親魚の確保についてです。いま、千綾委員から意見のあった、釣りが根室管内増えているというのは、我々の方でも把握しておりまして、先ほどの説明にもありましたが、振興局としても河口付近のパトロールを実施しているところです。

今委員 いま、結構釣りする若い人が増えている。それでも、ルールを分かっていない人が多い。どこの河川がだめで、どこの河川がいいとかわからない中で、警察に捕まったっていうことがあるから。その情報開示、若い人ならスマホからとかでわかるけど、年寄りになってくるとやっぱり(難しい)。

菅原課長 ご存じだと思うのですが、道の方でも、釣りのルールアンドマナーを作って、釣具屋さんに配布したり、ホームページに掲載したりして、なるべく周知活動をやるようにはしているのですが、なかなか行き渡らないというのは確かにありますね。

千綾委員 年々、裏側(網走側)でも獲れるところが狭まってきているから、今年あたりは、猿払でも頓別でも獲れなくて、ルシヤから網走までも狭まっているかんじがする。

座長 網走のほうは結構規制したでしょう。

千綾委員 そう。斜里・ウトロ、網走と分けて、どちらかのライセンスしかとれないようになって、定置網の外でやってくれというふうになった。今年は、漁師とは(トラブルは)そんなになかったようです。

今委員 遊漁船は基本的に沿岸の岸のほうの釣りは禁止になった。禁止というのも、釣り部会のほうで自粛したみたい。プレジャーボート関係はオープンになっているけど。11月からOKだが、それまではできなくなっている。

座長 去年まで、船のつてやっていたけど、とても中に入っていられない。無理してやればできるけど、漁業者の心情を考えると。

今委員 網走では、港の入り口の真ん中でやっていたりだとか、漁業者にしたら到底納得できないことをやってしまったりする。そして、港に入ろうとしたら、そこを無理やり、2馬力のゴムボート(免許不要)が横切っていく。見ても、ひどい。こちらは、プレジャーボートで遊びでやっているけれども、漁師関係が怒る気持ちも分かる。2馬力は免許が無いから、ルールも分かってない。だから、2馬力自体もライセンス制にしないと。そして、防波堤の所も時化て、アンカーが効かなくなって、それから岸にぶつかって亡くなったとか、波でひっくり返ったとか、だからもう網走はかなり亡くなっている。それで、もううるさくなって、11月からとなって。死亡事故が多すぎてね。

千綾委員 レーダーがついていないとか、ゴムボートに何回注意したか分からないけど、車で来て、そして、車の上に(ゴムボートを)積んで、下ろしてという規制がないから、そして、出た後にガスがかかって、戻れなくなったとか。

座長 無知はおそろしい。漁業者からしたら考えられない。

今委員 自分達は沖風吹けば岸に寄せられるって予想して、もうこの辺でやめて帰ったほうがいいなというのがあって、うちはボートで行って帰ってきても、まだ残っていた。無知というか。それで暗くなって、帰ってこないから、やばいなって思って、迎えに行ったことがある。そしたら、アンカーが引っかかって揚がらないってということがあって、怒ったわ。本当に気をつけないと。自分達も釣りもやるから、そういう人がいるから釣り場がだんだん狭くなっちゃう。皆に迷惑かける。釣り場が狭まれば、期間が狭まって、そうすると釣り道具屋さんとかメーカーさんのほうも物がだんだん売れなくなって、だからもう悪循環。

座長 議題(2)についてはよろしいですか。

委員 はい。

座長 特にご意見等がなければ次の議題に入りたいと思います。議題(3)「根室海区漁業調整委員会指示について」を、事務局から説明をお願いします。

寺谷係長 それでは、議題3の根室海区漁業調整委員会指示について、ご説明します。根室海区漁業調整委員会では、水産資源の保護や海でのトラブル防止等のため、漁業法に基づき、様々な委員会指示を発動してございますけれども、このうち、昨年発動された遊漁等に関連する委員会指示について、ご説明いたします。資料3をご覧ください。

一つ目は、指示番号第2号の忠類川河口付近におけるさけ・ます採捕の制限でございます。委員会指示の目的といたしましては、標津町で、忠類川での「環境教育の場」づくりのため、遡上するさけ・ますの産卵場所調査を実施しております。さけ・ます資源の保護が必要であることから、8月3日から11月4日までの間、表にあります河口付近の区域をさけ・ます採捕禁止としております。

二つ目は、第3号、野付湾内におけるさけ・ます採捕の制限でございます。野付湾の奥では、湊筋を通して、さけ・ますが当幌川へ遡上することから、ふ化放流事業の親魚確保のため、8月20日から10月31日まで船舶を利用して行うさけ・ます釣りを禁止してございます。制限海域の概略については、裏面、別図②の赤い線で囲まれた海域となります。

三つ目は、第4号、風蓮湖におけるニシンの採捕規制でございます。風蓮湖ではニシンの人工種苗放流を行ってございますけれども、まだ、安定的な資源状況には至っていないことから、産卵のために回遊するニシンの親魚保護のため、9

寺谷係長 月20日から12月31日までの間、裏面の別図③の赤い線で囲まれた区域をニシンの採捕禁止としているものでございます。

四つ目は、第5号、根室海峡北部における定置漁業の保護についてでございます。これは平成13年まで根室管内で実施されていた「秋さけ船釣りライセンス制」が平成14年から中止されたことにより、定置網周辺の保護区域が解消されたということから、引き続き定置網周辺での遊漁船とのトラブルや漁具被害を防止するために、8月20日から11月30日までの間、定置漁具から300メートル以内の区域で水産動物の採捕を禁止しております。裏面に根室海峡北部海域の定置漁具の配置概略図を載せておりますので、参考にしてください。

五つ目は、第6号、植別川河口付近におけるさけ・ますの採捕制限です。こちらは、さけのふ化放流事業の親魚確保が困難な状況が続いているため、再生産用親魚の捕獲数向上と良質な種卵の確保のため、10月31日から11月30日まで、表にある区域内のさけ・ますの採捕を禁止するものでございます。

以上が、遊漁等が関係する根室海区委員会指示でございますけれども、近年、秋さけの来遊不振が続いている状況でございます。令和7年についてもおそらく同様な委員会指示の発動が見込まれるところでございます。議題3の説明については以上でございます。

座長 議題（3）について、説明が終了しましたが、ご質問・ご意見等ありましたらお願いいたします。よろしいですか。

委員 はい。

座長 それでは、「その他」について事務局から説明をお願いします。

重永技師 情報提供として運輸局及び海上保安庁の所管になりますが、皆様に関わりのあることと思いますので、振興局からお話しさせていただきます。

まず、（1）遊漁船業者の皆様へについて、これは国土交通省のHPに掲載されている資料となりますが、遊漁船等の一般船舶の安全設備の義務化について、お知らせします。知床遊覧船事故の発生を受け、義務化の対象となっている安全設備として、①法定無線設備、②非常用位置等発信装置、③救命いかだ等、④隔壁の水密化等 について、義務化を予定しているとのことです。なお、遊漁船について、この義務化の適用日は、現在、検討中となっております。詳細については、次ページに記載されておりますので、後ほどお目通しいただければと思っております。

次に、（2）令和6年における海難発生状況（速報値）について、これは海上保安庁のHPに掲載されている資料となっております。内容について、後ほどお目通しいただければと思っております。以上です。

寺谷係長 本日、各委員の皆様からご発言いただきました内容につきましては、事務局で整理し、委員の皆様へ送付させて頂くほか、道水産林務部へも提出する事としております。また、根室振興局のホームページにおいて、委員の皆様の氏名や会議録等を公表することとしておりますのでご了承下さい。以上です。

座長 その他について、説明が終了しましたが、ご質問・ご意見等あればお願いいたします。

千綾委員 安全設備の装備について、振興局のほうも関係しているのですか？

寺谷係長 この関係は、国土交通省の所管で、都道府県のほうは特に事務をタッチしてなくて、3月12日にこのお知らせの改訂版が載っていたので、こちらが今現在の最新の検討状況となっております。参考資料としてお配りしたところでございます。

菅原課長 決定事項ではなくてですね、こういうふうなものが検討されておりますということでは情報提供させていただいたところです。

千綾委員 はい、わかりました。

今委員 救命いかだはすごいお金かかる。ひとつの事故で、悲惨な事故だったけども、こちらが皆、首絞められて、遊漁船やっている人にしてみれば、本当に営業妨害。いま、また講習を受けないとならないのだけど、ああいうのも意外と高い。もうちょっと、商売している人のことを考えてもらわないと。本当に大変です。特に、救命いかだは簡単に言うけど100万ぐらいかかる。装備が義務になるなら、国で最低限の3分の1くらいだしてもらおうとか検討してもらわないと。

千綾委員 遊漁船はまだ対象外ですけど、観光船はもう義務になったから、これに100万以上する。今の観光船は半分が補助で、遊漁船はまだ対象外だからいいけど、対象となったら遊漁の規格でまた作り直さないといけない。全国色々と話は飛び回っている。北国は水温が冷たいからこの筏は積まなければだめだとか、本州のほうはいいよとか。補助も遊漁船には3分の1、それこそ、ない可能性もあると話がでているから、遊漁船としては買う分なら、仕方ないかなと、それでもコスト一生使えるものではなくて、期限があるので食料や水を入れかえないとならないし、何年かに1回検査があつて高い。だから、ランニングコストが高くなる。

今委員 そして、年柄年中、遊漁している人ならまだいいけど、2ヶ月かそこらしかやらない人は、これを積んだら、赤字でやっていけない。それこそ、何年で返せるのってなってしまう。それなら、商売辞めたほうがいいってなる人も出てくる。

千綾委員 振興局でも関係があるのかと思って聞いてみたけど

寺谷係長 この関係は運輸局ですね。

今委員 救命いかだだけは勘弁してほしい。桁が違う。

座長 その他、特にご質問等がなければ、第13期第1回根室地区海面利用協議会を終了させて頂きたいと思います。本日は、年度末で何かとお忙しい中、委員の皆様におかれましては、遠路ご出席をいただき、大変ありがとうございました。